

(記入例)

指定給水装置工事事業者 指定時確認事項

指定番号 (更新時) 第〇〇〇〇号
氏名又は名称 (有)脇田郷水道
郵便番号、住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
一関市〇〇町〇〇番地
代表者氏名 脇田郷 太郎
電話番号 0000-00-0000

印
申請書と同様の押印
法人：代表者印
個人：申請者印

一関市水道部が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績 (過去5年以内)

(更新時)

受講年月日 (受講を証明する書類 (受講証等) の写しを添付してください。)(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)
令和 2年 1月 28日 ・ 未受講
(未受講の場合、その理由) ※ 非公表

未受講の場合は理由を記入

指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間 (修繕対応時間もご記入ください。)(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可) 休業日 : 日曜日、正月、お盆、GWに連休 営業日 : 月~土 営業時間 : 8時~17時 修繕対応時間 : 営業時間内 ※その他要相談	営業形態、修繕対応等について記入
漏水等修繕対応の内容 (公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可) (該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。 <input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="radio"/> 埋設部の修繕 その他詳細 ()	漏水時の修繕対応の内容や、その他欄を利用して夜間・休日等の対応についても記入可能
配水管からの分岐工事対応の可否 (公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可) (該当部に○をつけて下さい。) <input checked="" type="radio"/> 分岐工事対応可能 ・ 分岐工事対応不可	
その他 (公表: <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可) 緊急時連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代表者携帯)	その他の欄は、緊急時の連絡先等を記入

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
脇田郷 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	平成29年7月20日
脇田郷 次郎	自社内研修 ○○に関する業務研修	平成29年7月23日
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> e-ラーニング、現地研修会で実施した場合、修了証や修了年月日が明示されたもの（主任技術者証）のの写しを提出 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 自社内研修の場合は申出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する押印は求めない </div> </div>		
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

工事を施工しない場合はチェック欄にレ点

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等※		
脇田郷 太郎	○	○	講習会終了者	H30
脇田郷 次郎	○	○	検定合格者	H30
社員 A	○	×		H30
雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に従事した者の氏名等を記入する		資格を有していなくても、経験を有していれば記入する		
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
<input checked="" type="radio"/> 可 不可				

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。